

# 「久留米市立鳥飼小学校いじめ防止基本方針」

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

## 2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

### (2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「鳥飼小学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### イ 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、児童支援部、主幹教諭、生徒指導部、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。定例会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで、月に1回、定期的に開催する。必要に応じて、全員の「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。

#### ウ 学校の取組状況の評価と検証

「いじめ・不登校対策委員会」において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

#### エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、連携強化に努める。

## オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「いじめ・不登校対策委員会」において行う。

### 3 いじめの防止のための具体的取組について

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

##### ア 人間関係向上の取組の推進

「三つの約束：友だち（あいさつ・さん）学習（自学自習・目と心で聞く・学びの姿勢）安心安全（みんなで掃除・廊下は歩く）

「縦割りブロック活動」の推進

##### イ 人権尊重の心を育てる人権教育（道徳教育）の推進

「教育課題のとりくみ」の充実

「人権フェスタ」での取り組みの充実

子どもの実態から出発した教材の開発と取組

##### ウ 基本的生活習慣や規範意識の育成

家庭・地域と連携した取り組みの充実

PTA と連携し、教養講座の開設

##### エ 人権が守られる学級・学年集団づくりの推進

「当番活動」「係活動」の充実

学年集会等の開催

##### オ 児童の自治活動の推進

運営委員会と連携した学級の自治活動の取り組み（月のめあて）

##### カ 児童の連帯感や存在感を高めるブロック活動の推進

体育会に向けて縦割りブロック活動の充実

縦割りブロック集会の充実と縦割り給食の充実

#### (2) いじめの早期発見

ア いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用徹底

イ 「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回）及び「いじめに特化したアンケート簡易版（又は、学校生活アンケート）」（月1回）を実施する。また、10月の「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布した早期発見

ウ 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に1回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実

##### エ 日常の子どもの様子を把握し、気になる言動への積極的働き

オ 日常的な家庭訪問をし、家庭・地域での子どもの様子の把握

カ 担任と児童支援部の日常的な連携

#### (3) いじめの早期対応

ア いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会へ報告

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導

と保護者への助言の継続的対応

- ウ スクールカウンセラーによるカウンセリングを行いいじめを受けた児童の心のケアの充実
- エ 学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置
- オ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置
- カ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署との連携

#### (4) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- イ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。
- ウ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実を図る。

#### (5) 教員研修の充実

- ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修の実施
- イ 夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上
- ウ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的実施
- エ 授業評価等を活用して、自らの言動が児童にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置付ける
- オ 教員と児童及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修の実施
- カ 教職員の人権認識を高めるための研修の充実

#### (6) 保護者・地域等への働きかけ

- ア 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進
- イ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知
- ウ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力の推進

#### (7) いじめ防止の取組の反省をもとに、次の事項を重点的に取り組む。

##### ① 組織的対応

- 担当が休んだ時に入った先生が、その日に起きた事等の引き継ぎを確実にすること。
- いじめ・不登校対策委員会を月1回開催し、アンケート、気になる子どもの交流、いじめについての研修を推進する。
- いじめを生まない教育活動の推進

- ・ 学年で気になる子どもの様子を見て、学年会で話し合っていく。

#### ○ いじめの早期発見の取組

- ・ 学校行事の精選によって、教師が子どもと話し合ったり遊んだりする時間を確保する。
- ・ 学年会を毎週水曜日に放送によって開催を促し、連絡・審議事項が終わった後、学年主任の司会で、学級でのこと、気になる子どものことを報告・相談する時間を設定する。
- ・ 5月、10月、1月に教育相談週間を設けているが、その前の研修日において、「鳥飼小学校いじめ基本方針」を全員で確認するとともに、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を使つての全員研修会を行う。
- ・ 毎月、いじめに特化した無記名アンケート、10月には、いじめ保護者アンケートを担当が全員に実施する。また、相談したいことがあったら、いつでも相談することができることを全ての担任が指導する。
- ・ いじめアンケートは、必ず学年会を開いて、学年の教師全員で回して見ていじめの共通理解を図り、記述があるものについては、いじめ・不登校対策委員会を開き、そこで審議する。
- ・ 月に1回、アンケートの集約の後に、いじめ・不登校対策委員会を開き、気になる子どもについて学校全体で話し合うなどの研修の場を確保する。
- ・ 福岡アクション3にもとづいて、欠席1日2日で、電話連絡、3日で家庭訪問を、というアクションを原学級担任がとる。
- ・ 歓迎遠足前、体育会前、江南中校区人権フェスタ前の研修日に、子ども理解研修を行い、各学級の担任が気になる児童を報告、全職員で対応を考える研修会を開く。

### ② 教職員への指導

#### ○ いじめを生まない教育活動の推進

- ・ 仲間づくり、人間関係づくりについての研修をすることで、係活動や当番活動等の自治的な活動、体育会等のいろいろな行事による学級づくりを進め、いじめを生まない、いじめを許さない風土づくりができる研修をする。
- ・ 人権の日の取組において、人権カリキュラムに決まっているからその教材をするのではなく、子どもたちの実態から教材を選び、人権の日に取り組むようにする。
- ・ 人権の日だけに人権学習をするのではなく、日常的に人権のことや学級、友だちのことを考えられるように指導する。

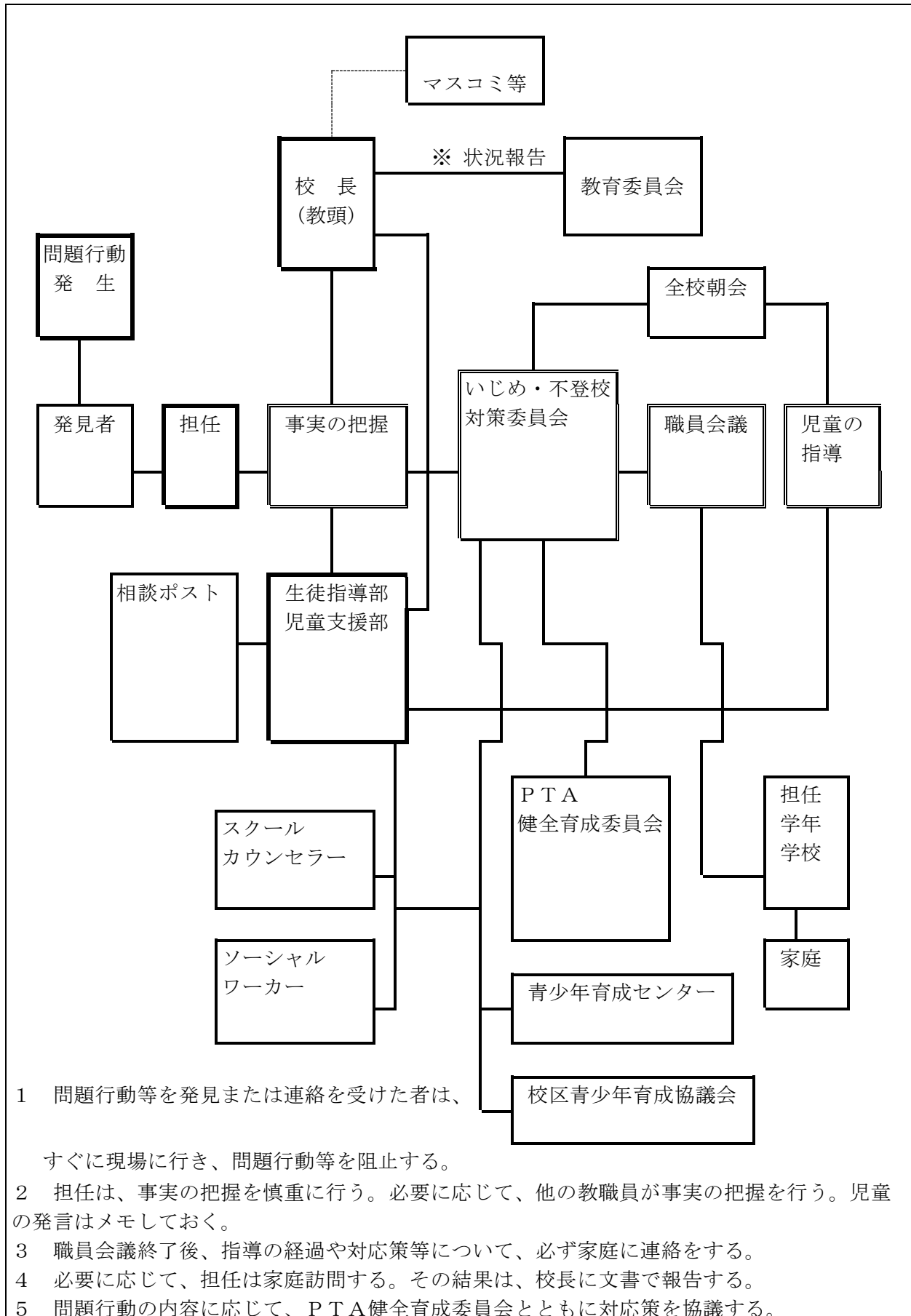
#### ○ いじめの早期発見の取組

- ・ 福岡県教育委員会の「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を研修し、いじめを見つけるアンテナを磨いて、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」のチェックリストダイジェスト版をラミネートして教師が持っておき、常に意識化をして子どもたちに指導していく。
- ・ 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を研修し、「いじめは、人間として絶対許されない」ことを、担任が、朝の会や帰りの会などの時間に学級で話をして、校長と教頭は、児童朝会等の集会において、子どもたちに様子や資料を使つて説話をする。
- ・ 傾聴やカウンセリングマインドの研修を行い、子どもたちが気軽に相談したり、本音を日記に書けたりすることができるような関係づくりに努める。

### ③ 児童への指導

- ・ 間違つた言葉の遣い方、人の心や体を傷つける行動に対しては、そのことを見つけた場合、担任だけでなく全職員で注意指導する。そのことを担任に必ず連絡して、必要に応じて、児童支援加配教員、教頭、校長、生徒指導部によって指導する。そして、人の心と体を傷つけないことを徹底する。
- ・ 道徳や学級活動の学習で、「いじめは、人間として絶対許されない」やいじめの定義を使つて、学年に応じて、いじめている人だけが悪いのではなく、まわりの「傍観者」もいじめていることになることを理解させ、自分自身を振り返らせる。

(8) 対応フロー図



#### 4 重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会への報告
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織の設置
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査の充実
- (4) いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査の実施
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査への協力
- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報の適切な提供